

福島市上下水道局郵便方式入札試行要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島市水道事業会計規程（平成31年水管規程第5号。以下「会計規程」という。）第160条の規定に基づき、福島市上下水道局の郵便による入札（以下「郵便方式」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 郵便方式の対象は、次に掲げる競争入札に付する工事又は製造の請負（以下「建設工事」という。）、業務委託の請負（以下「業務委託」という。）、並びに、物品の購入、賃貸借、修繕及び印刷（以下「物品調達」という。）の入札の中から、福島市上下水道局競争入札参加業者選定事務処理要綱第1条に規定する競争入札参加業者指名委員会が決定する。

- (1) 制限付一般競争入札に付する建設工事
- (2) 指名競争入札に付する建設工事
- (3) 前項にかかわらず、指名委員会で認めた入札方式に付する建設工事、業務委託及び物品調達

(入札の公告等)

第3条 福島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、郵便方式に付するときは、会計規程第153条に規定する一般競争入札の公告及び会計規程第172条第2項に規定する指名通知において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期間
- (3) 入札書の送付先
- (4) 予定価格の事前・事後公表又は非公表の旨
- (5) 入札回数
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) 郵便による入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (8) 開札立会人の選定
- (9) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便方式に付した場合の入札回数は、1回とする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第5条 入札参加資格を確認するため、参加希望者から所定の期限までに競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

2 到達期限までに申請書を提出しない者は失格とし、その入札書は開札しないものとする。

(申請書及び入札書等の郵送方法)

第6条 入札に参加しようとする者は、入札書等に必要事項を記入し、記名押印の上（押印は、あらかじめ使用印として福島市に届けた印判に限る。）封筒に入れ封印し、公告に示す入札書到達期限までに到達するように郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送には二重封筒を用いることとし、入札書（入札金額の積算内訳書が必要な場合は、積算内訳書を含む。）を中封筒に入れ封印し、中封筒には入札参加者名、入札件名、開札日、契約番号及び入札所在中の旨を記載しなければならない。入札書入り中封筒を郵送用の外封筒に同封した上で郵送しなければならない。

3 申請書及び技術資料等は、入札書とは別に郵送用の外封筒に同封しなければならない。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。

(申請書及び入札書等の保管等)

第7条 入札執行者は、申請書及び入札書等が到着したときは、外封筒を開封し、中封筒の表記事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる場所に厳重に保管するものとする。

2 郵送された申請書及び入札書等の返却及び差替えは認めないものとする。

(入札の無効等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 1つの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) この要綱に規定した郵便以外でおこなった入札
- (7) 積算内訳書が必要な場合に、積算内訳書を同封しない入札及び内訳書の金額が入札書と一致しない入札
- (8) 競争入札心得や設計図書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認後に福島市上下水道局入札参加資格停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けている期間中

である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

- (10) 虚偽の申請を行った者の入札
- (11) 明らかに不正による入札と認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格制度を採用した入札で、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 事前に予定価格が公表された入札において、その金額を上回る入札

(開札の立会い)

第 9 条 管理者は、競争入札参加資格の確認又は指名を行うときに併せて、その者の中から開札立会人（以下「立会人」という。）を 2 者（2 名）以上選任し、通知する。

- 2 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することができないものとする。
- 3 立会いは、選任された立会人又はこれに委任を受けたものとする。
- 4 開札時になっても立会人が全て参集しないときは、当該入札事務執行者以外の福島市上下水道局職員 2 名が立会い、開札する。

(開札)

第 10 条 開札は、公告等に記載した開催日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。当該入札をした者が開札に立会っている場合は、その者にくじを引かせ、立会っていない場合は、当該入札事務執行者以外の福島市上下水道局職員にくじを引かせるものとする。

(入札の中止等)

第 11 条 競争性の確保が困難と判断されるときは、入札を中止するものとする。

- 2 郵便事情等による事故又は不正な行為により入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期するものとする。

(入札結果の公表)

第 12 条 管理者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を福島市上下水道局ホームページに掲載し、その写しを水道総務課管財契約係において閲覧に供する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日一部改正を施行する。

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日一部改正を施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日一部改正を施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日一部改正を施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日一部改正を施行する。